

先着順による 県有地売却のお知らせ

(公営住宅管理課所管分)

○ 先着順での買い受けを随時募集しています。

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課
(TEL:078-341-7711 内線 4875)

目 次

	頁
1 申込方法等	1
2 売払い価格	3
3 契約の締結、売買代金の支払方法	3
4 所有権の移転、物件の引渡し等	4
5 用途の制限	4
6 その他	5
◎ 県有財産売買契約書（案）	6
◎ 申込書兼受付書	9
◎ 誓約書	10
◎ 誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	11
◎ 役員一覧表	12
◎ 代表者選任届	13
◎ 物件調書・案内図・明細図・現況図	14

1 申込方法等

(1) 申込用紙の配布場所

兵庫県 まちづくり部 公営住宅管理課 管理班 財産管理担当
(神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県公社館3階)

※ 配布時間は午前9時から午後5時までです。

※ なお、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は配布していません。

※ インターネットからもダウンロード出来ます。

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd29/wd29_000000014.html)

(2) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。

ただし、次に該当する方は申込みできません。

[申込みのできない方]

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑧ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平

成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑨ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑩ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(3) 申込受付

① 申込受付期間

売り払い決定もしくは先着募集終了まで

受付時間は午前9時から午後5時までです。なお、土曜日、日曜日、祝日等(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の受付は行いません。

先着順での受付(申込受付順)となりますので、既に売り払いが決定した場合にはご容赦ください。

郵送等により申込が同時とみなした場合は、県の指定日時、場所にて抽選を行います。

② 申込先(問い合わせ先)

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号(兵庫県公社館3階)

兵庫県 まちづくり部 公営住宅管理課 管理班 財産管理担当

TEL 078-341-7711(代表)内線4875

③ 提出書類 (書類は適宜コピーしてください)

- ・申込書兼受付書(9ページ)
- ・誓約書(10ページ及び11ページ)
- ・印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ※ 証明書類は申込日の3か月以内に発行されたものを用意してください。
- ・役員一覧表(法人の場合のみ 12ページ)
- ・代表者選任届(共有での取得を希望される場合のみ 13ページ)

- (4) 県は、契約の相手が暴力団であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。
- (5) 県は、上記(4)の意見の聴取により得た情報を、当契約以外の契約において、県が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することがあります。

2 売払い価格

「物件調書」(14 ページ以降) のとおり

3 契約の締結、売買代金の支払方法

- (1) 買受者は、別途協議する日までに兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課において、売買契約を県有財産売買契約書(案)(6～8 ページ)により締結することとし、事前に売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を支払っていただきます。なお、期限までに契約締結とならなかった場合は、受け付けした申込みは取り下げられたものとみなします。
- (2) 県有財産売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。
- (3) 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。
- (4) 売買契約書に定めた日までに売買代金と契約保証金の差額を一括して支払っていただきます。
- (5) 契約の締結にあたっては、次の書類を提出しなければなりません。
 - ① 個人の場合
 - ア 印鑑登録証明書
 - イ 成年後見登記制度による「登記されていないことの証明書」
 - ※ 郵送申請の場合には東京法務局、窓口申請の場合には神戸地方法務局(本局)で交付してもらってください。
 - ウ 破産していない旨の証明書
 - ※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
 - エ 外国人登録原票記載事項証明書(外国人の場合のみ)
 - ② 法人の場合

ア 商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）

イ 資格証明書（代表者事項証明書）

※ アイの代わりに「現在事項全部証明書」のみでも結構です。

※ 証明書類は契約締結日の3か月以内に発行されたものを用意してください。

- (6) 買受者は、契約物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することは出来ません。

4 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 契約締結後、売買代金の残金納付用の納付書を送付しますので、買受者は売買代金支払い済みの納付書（コピー）を県に直接持参または郵送してください。

- (2) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、県から登記手続きに必要な書類を交付しますので、登記手続を行って下さい。

※ 別途、登録免許税の納付が必要です。

- (3) 所有権の移転登記手続きが完了した時に引渡時の現状で土地を引き渡したものとします。

- (4) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等は、買受者の負担となります。

5 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと。

- (3) 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

6 その他

- (1) 買受者は、本書「先着順による県有地売却のお知らせ（住宅管理課所管分）」の記載内容、物件調書及び県有財産売買契約書（案）の各条項をすべて承知した上で申込みしてください。
- (2) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず買受者ご自身において、関係機関にご確認ください。
- (3) 物件調書と現状が相違している場合は、現状が優先します。
- (4) 現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず申込者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- (5) 対象物件の土地に係る土壌汚染調査及び地質調査については、実施しておりません。
- (6) 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切兵庫県では行いません。
- (7) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- (8) 越境物に関して、県は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。
- (9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等が現存する場合の移設などについては、すべて落札者において行っていただきます（契約後に判明した場合も同様です）。
- (10) 買受者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

収 入
印 紙

県有財産売買契約書（案）

売主 兵庫県を甲とし、買主 _____ を乙とし、甲乙間において次の条項により、売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地(以下、「売買物件」という。)を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在	地 目	面 積	
		公簿面積	実測面積
		m ²	m ²

（売買代金）

第2条 売買代金は、金（売払い金額）円とする。

（契約保証金）

第3条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第4条 乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（契約保証金の帰属）

第5条 甲が、売買物件の引渡しまでに第13条の規定によりこの契約を解除したときは、前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、甲に帰属する。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

（代金の支払等）

第6条 乙は、第2条に定める売買代金と契約保証金との差額を令和 年 月 日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（遅延利息）

第7条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年 10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第8条 売買物件の所有権は、乙が第6条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。
(所有権の移転登記等)

第9条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求又は移転登記に必要な書類を請求するものとし、甲又は乙は、遅滞なく所有権の移転登記を行うものとする。

2 第1項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。
(用途制限)

第10条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、同項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、第1項の定め反する使用をさせてはならない。

5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

6 甲は、第1項から前項までに規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。

(危険負担)

第11条 本契約締結の日から契約物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

(瑕疵担保責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は瑕疵修補の請求をすることができない。

2 乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は瑕疵の修補のみ請求することができる。

3 前項の権利は、売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

2 乙が暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第17条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

氏名 兵庫県
兵庫県知事

印

乙 住所

氏名

印

申込書兼受付書

私は、次のとおり県有地の購入を申込みます。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

1 申込者（共有の場合は代表者）

住 所 (〒 -)

(所在地) _____

電話番号 () - _____

氏 名 ^{フリガナ} (法人名) _____ 印

(印鑑証明印)

【共有の場合】

(共有者)

住 所 (〒 -)

(所在地) _____

電話番号 () - _____

氏 名 ^{フリガナ} (法人名) _____ 印

(印鑑証明印)

(共有者)

住 所 (〒 -)

(所在地) _____

電話番号 () - _____

氏 名 ^{フリガナ} (法人名) _____ 印

(印鑑証明印)

2 申込物件

番 号	物 件 の 所 在 地	用途及び利用計画

(注) 申し込もうとする物件の番号及び所在地を、「物件調書」(14ページ以降)のとおりに記入してください。

◎ 添付書類

- ・ 誓約書 (10ページ及び11ページ)
- ・ 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- ・ 役員一覧表 (法人の場合。12ページ)
- ・ 代表者選任届 (共有の場合。13ページ)

受 付 印

誓 約 書

私は、兵庫県が売り払う県有地の購入を申込むにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 「先着順による県有地売却のお知らせ（公営住宅管理課所管分）」1～2ページ、1の(2)の①から⑩に該当しません。
- 2 「先着順による県有地売却のお知らせ（公営住宅管理課所管分）」、物件調書、県有財産売買契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で購入を申込みます。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申込者 住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
代表者名

_____ 

(印鑑証明印)

【共有の場合】

共有者 住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
代表者名

_____ 

(印鑑証明印)

共有者 住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
代表者名

_____ 

(印鑑証明印)

誓約書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記 1 及び 2 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事様

住所
(所在地)

氏名
(法人名
代表者名)

印

(申込書の印)

役員一覧表

商号又は名称 (個人の場合に あつては、氏名)				
代 表 者				
所 在 地 (個人の場合に あつては、住所)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
備 考				

※ 欄が足りない場合は適宜追加してください。

代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

私達は、下記物件の購入申込みにあたり、下記のとおり代表者を選任し、売買に関する一切の行為（代理人への委任を含む）を代表させます。

記

1 申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地

(注) 参加しようとする物件の番号及び所在地を、「先着順による県有地売却のお知らせ（公営住宅管理課所管分）」の物件調書のとおり記入してください。

2 代表者及び共同買受人

	持分割合	住 所 (所 在 地)	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
代表者				

(印鑑証明印)

(注) 代表者欄には、入札に関する一切の行為を代表して行う方をご記入ください。

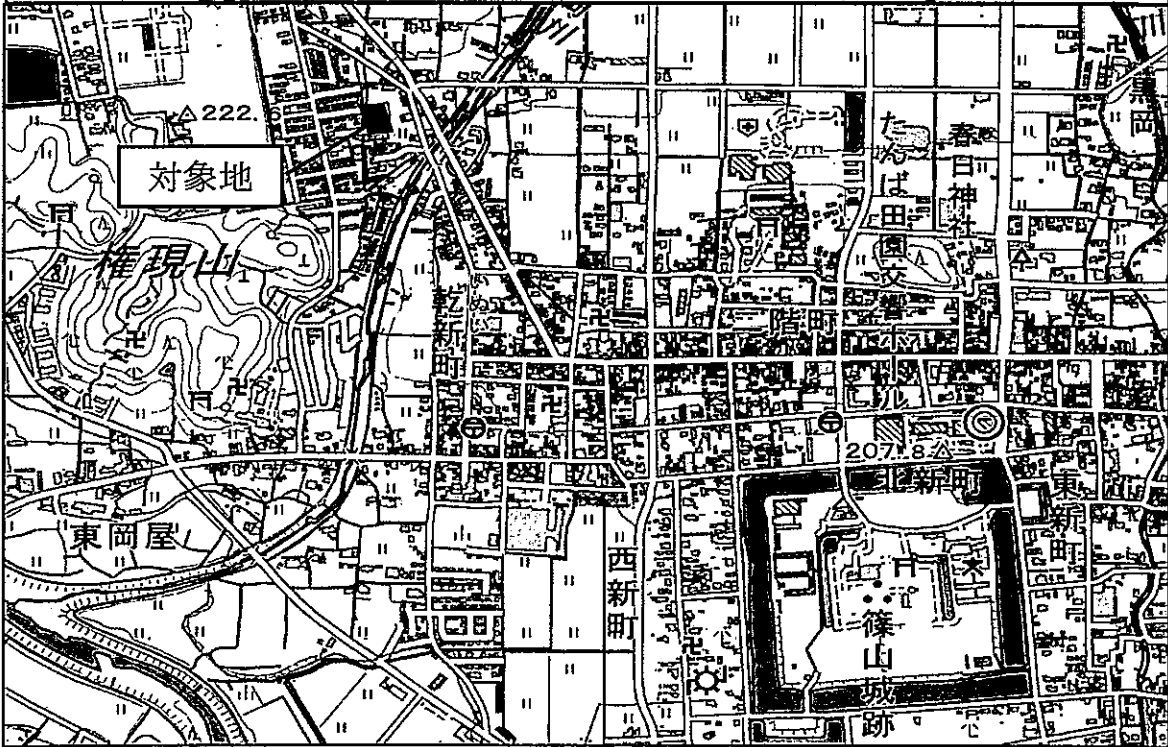
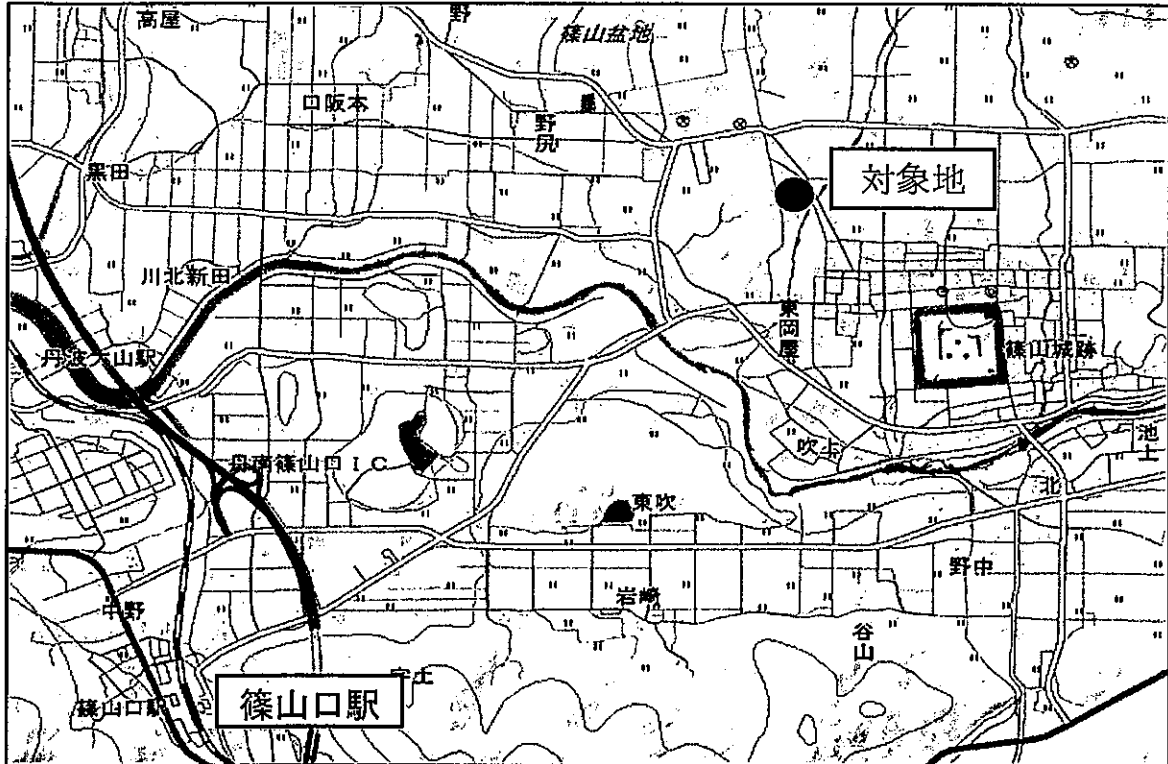
物件調書・案内図・明細図・現況図

物件番号 A、C～F

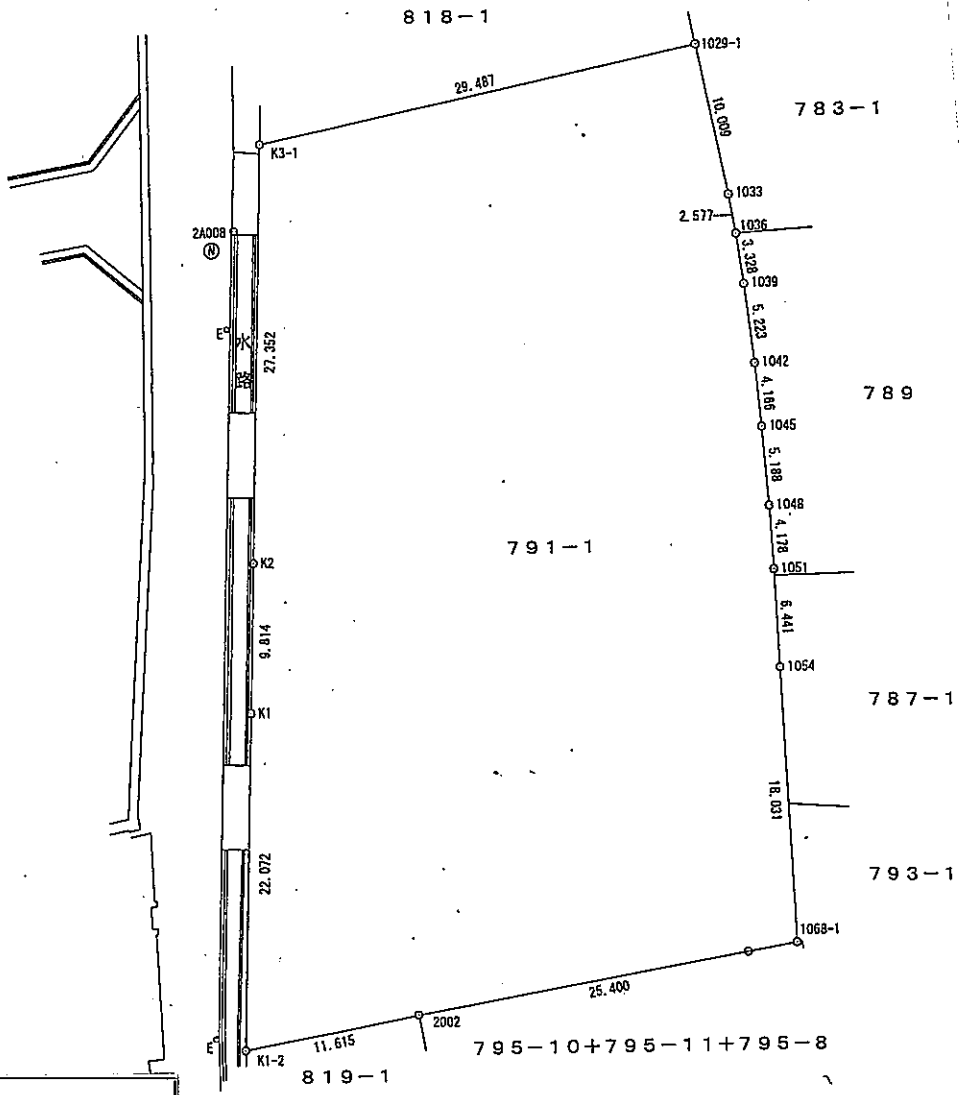
物件調書

所在地	丹波篠山市郡家字鯛中			
地番	791番1			
実測面積	1989.84㎡			
地目	宅地			
形状	ほぼ長方形、概ね平坦			
最低売却価格	33,537,000円			
接面道路の幅員及び構造	西側で幅員約6.0m(南方の一部幅員3.8m程度)の舗装市道(郡家東岡屋線)に接面【42条2項道路】(中間画地、高低差:なし)			
法令規制	都市計画区域	非線引区域	用途地域	—
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	高度地区	—	防火地域	—
	文化財保護法	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外		
	その他の規制	緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)「まちの区域」 日影規制 5m:4時間 10m超:2.5時間		
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	
最寄りの交通機関(現地からの道路距離)	鉄道	JR福知山線「篠山口」駅へ 南西約4.4km		
	バス	神姫バス「郡家公民館」バス停へ 東約0.2km		
公共施設(現地からの直線距離)	丹波篠山市役所へ		南東 約1.1km	
	丹波篠山市立城北畑小学校へ		東 約1.4km	
	丹波篠山市立篠山中学校へ		東 約2.0km	
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	可
	下水道	有	都市ガス	可
参考事項	1 戸建住宅のほか賃貸マンションも見られる住宅団地内に位置します。			
	2 西側市道の幅員は一部4m以下のため、開発の際はセットバックを要する可能性があります。			
	3 西側市道との間に約幅1.5mの水路有り。市道認定外のため暗渠とする場合は使用許可が必要です。			
	4 西側市道上の水道バルブ付近にてキャップ止め水道管閉塞。			
	5 敷地内西側に下水最終枡(2ヶ所)残置、キャップ止め下水道管閉塞。			
	6 敷地内ガス引込管は撤去済みです。			
	7 敷地内南東隅に電柱残置。電柱から電線が敷地の南端を上空通過しています。土地使用及び移設撤去は関西電力と調整を要します。			
	8 敷地内である敷地北側の側溝は農業用排水路、南側の側溝は農業用排水路及び南側住宅の雨水排水路として使用されているため、排水路としての機能を維持する必要有ります。			

案内図



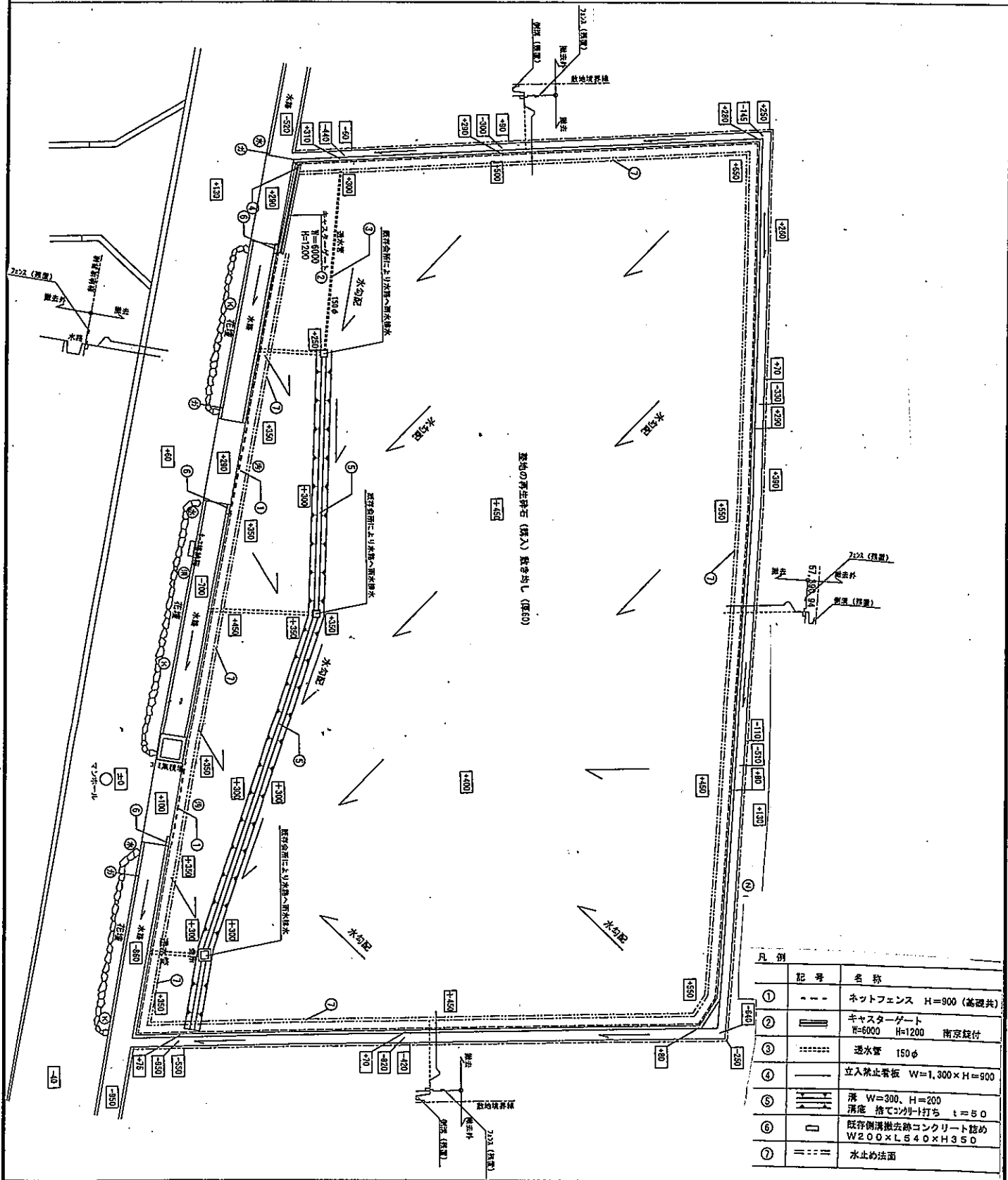
明細図



地番 791-1		
NO	Xn	Yn
K3-1	-101636.062	79847.590
K2	-101663.401	79846.753
K1	-101673.210	79846.451
K1-2	-101695.270	79845.716
2002	-101693.108	79857.128
1068-1	-101688.748	79882.151
1054	-101670.735	79881.355
1051	-101664.301	79881.052
1048	-101660.130	79880.808
1045	-101654.958	79880.399
1042	-101650.811	79880.003
1039	-101645.626	79879.377
1036	-101642.333	79878.894
1033	-101639.795	79878.450
1029-1	-101629.989	79876.445

筆界点	境界標の種類
◎	コンクリート杭
Ⓟ	プラスチック杭
Ⓜ	金属標
Ⓝ	金属釘
Ⓚ	刻み・ペンキ

現況図

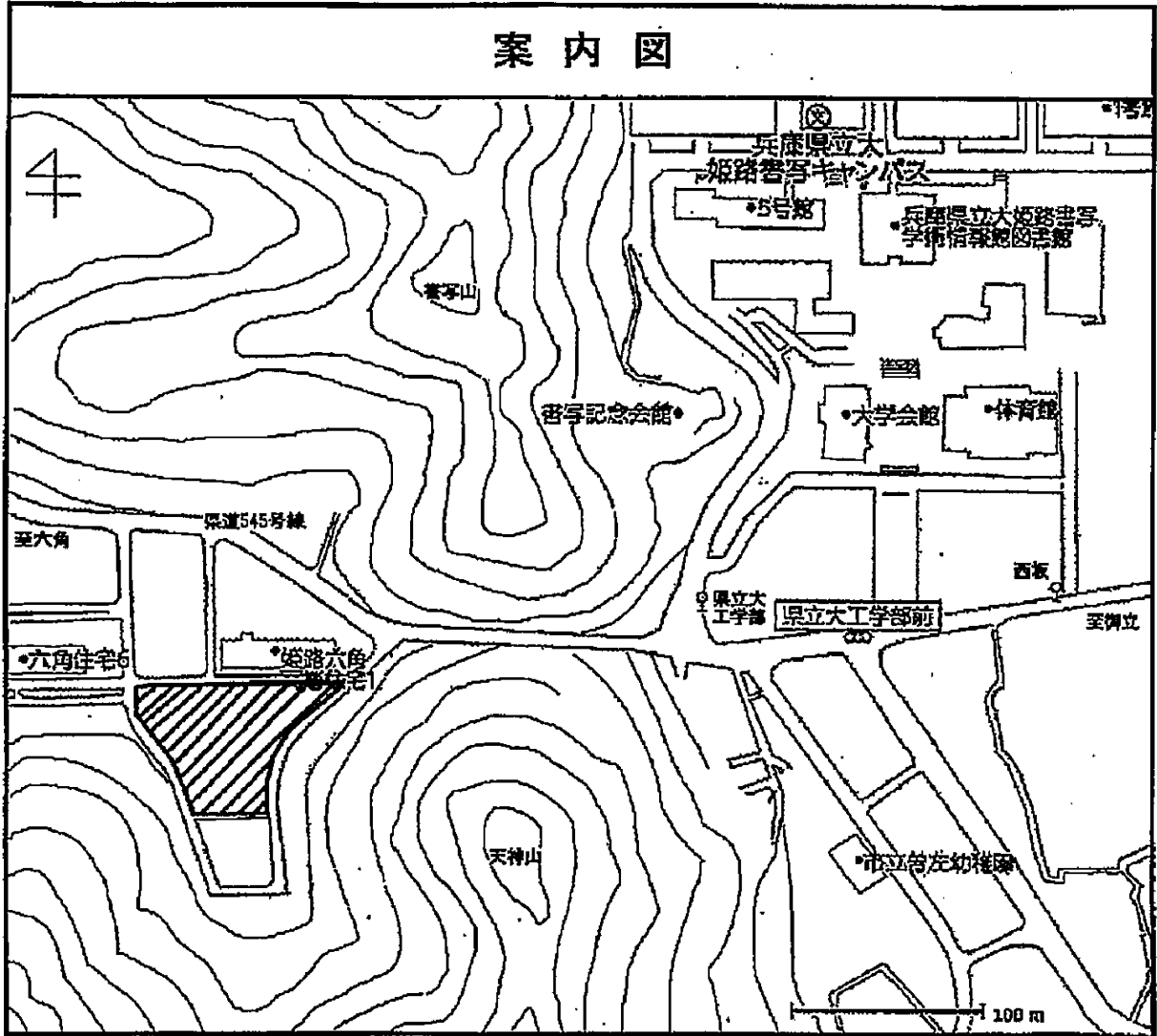


凡例	記号	名称
①	---	ネットフェンス H=900 (基礎共)
②	====	キャスターゲート W=6000 H=1200 南京錠付
③	透水管 150φ
④	----	立入禁止看板 W=1,300×H=900
⑤		溝 W=300、H=200 溝底 捨てコンクリート打ち t=50
⑥	□	既存側溝撤去跡コンクリート詰め W200×L540×H350
⑦	----	水止め法面

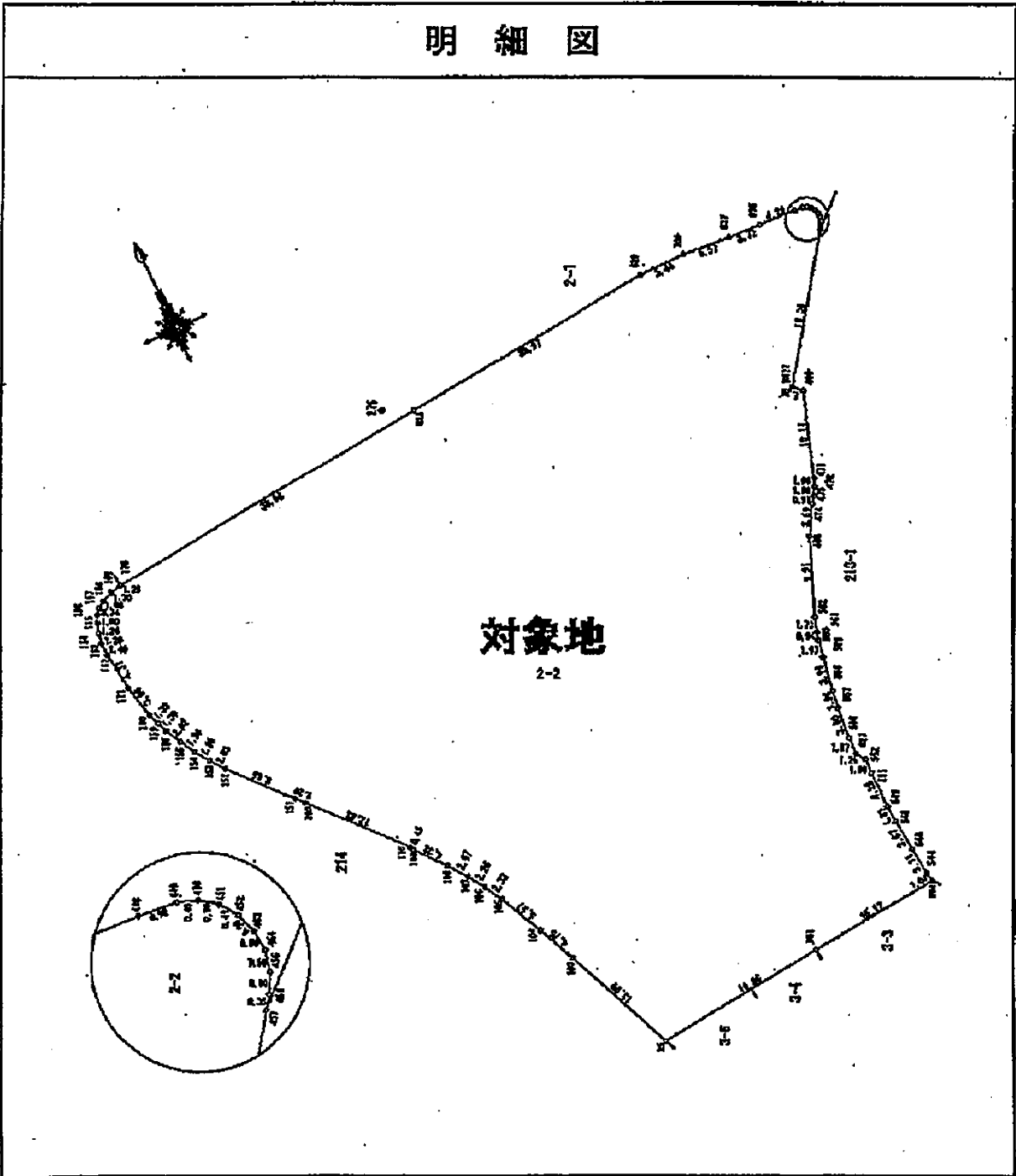
物件調書

所在地	姫路市菅生台2番2							
実測面積	4,641.32㎡	地目	宅地	形状	不整形			
最低売却価格	64,978,000円							
接面道路の幅員及び構造	西側(市道)幅員約6m、東側(市道)幅員約4m、北側(市道)幅員約5.5mに接面している。 ただし、東側の市道とは高低差が相当あって画地より高く、直接出入りは困難な状況にある。							
法令規制	都市計画区域	市街化調整区域	用途地域	-				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区	-	防火地域	-				
	その他の規制	土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地崩壊)						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	/				
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR姫新線「余部」駅へ 南約3.6km	バス			神姫バス「県立大工学部」バス停へ 東約300m		
公共施設 (現地からの直線距離)	姫路市役所 西出張所 南約3.1km							
	曾佐小学校 南東約1.8km							
	書写中学校 南約1.2km							
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	可
参考事項	・土地区画整理事業実施区域(書写六角地区)							

案内図



明細図



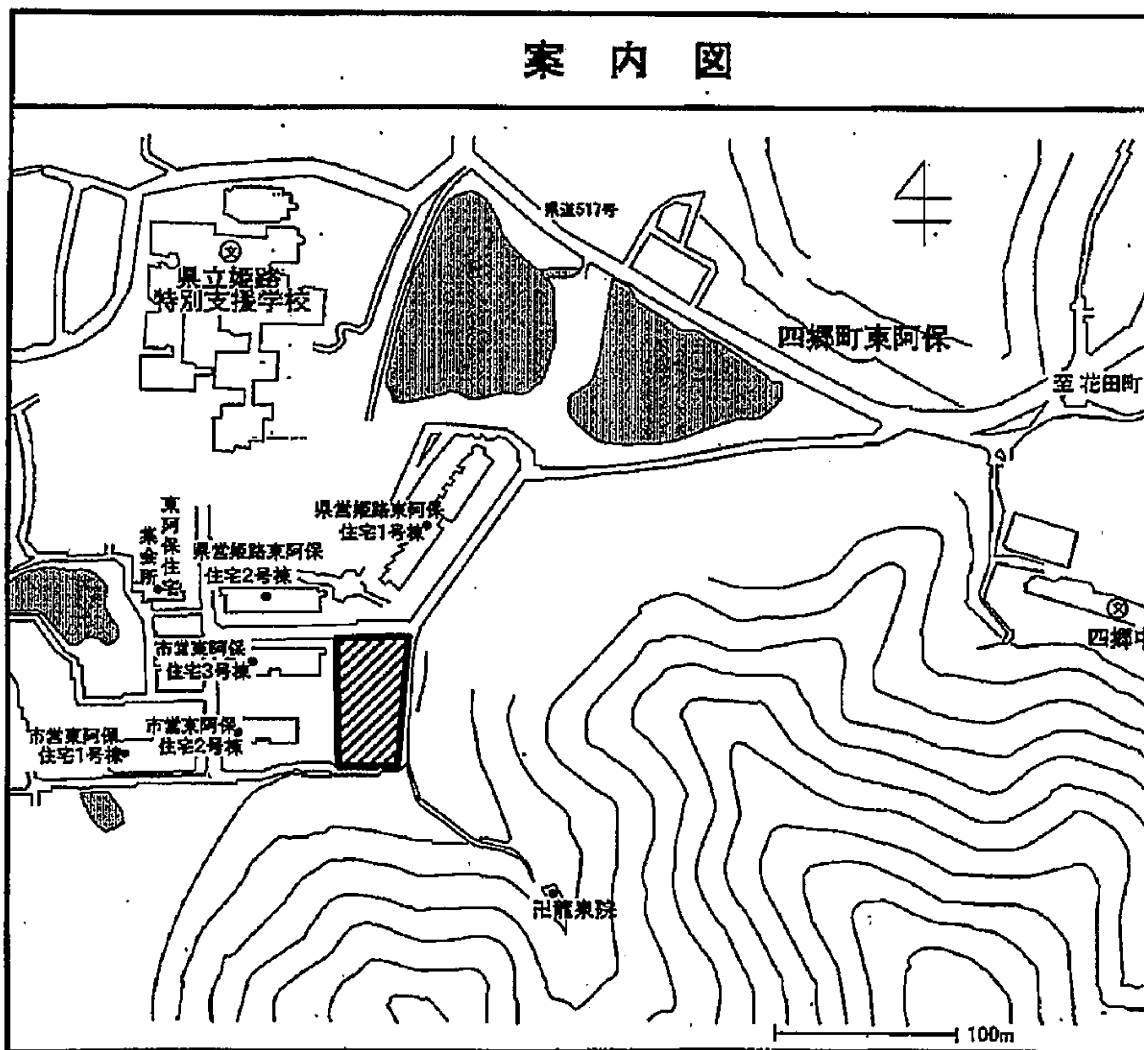
物件番号 D

物件調書

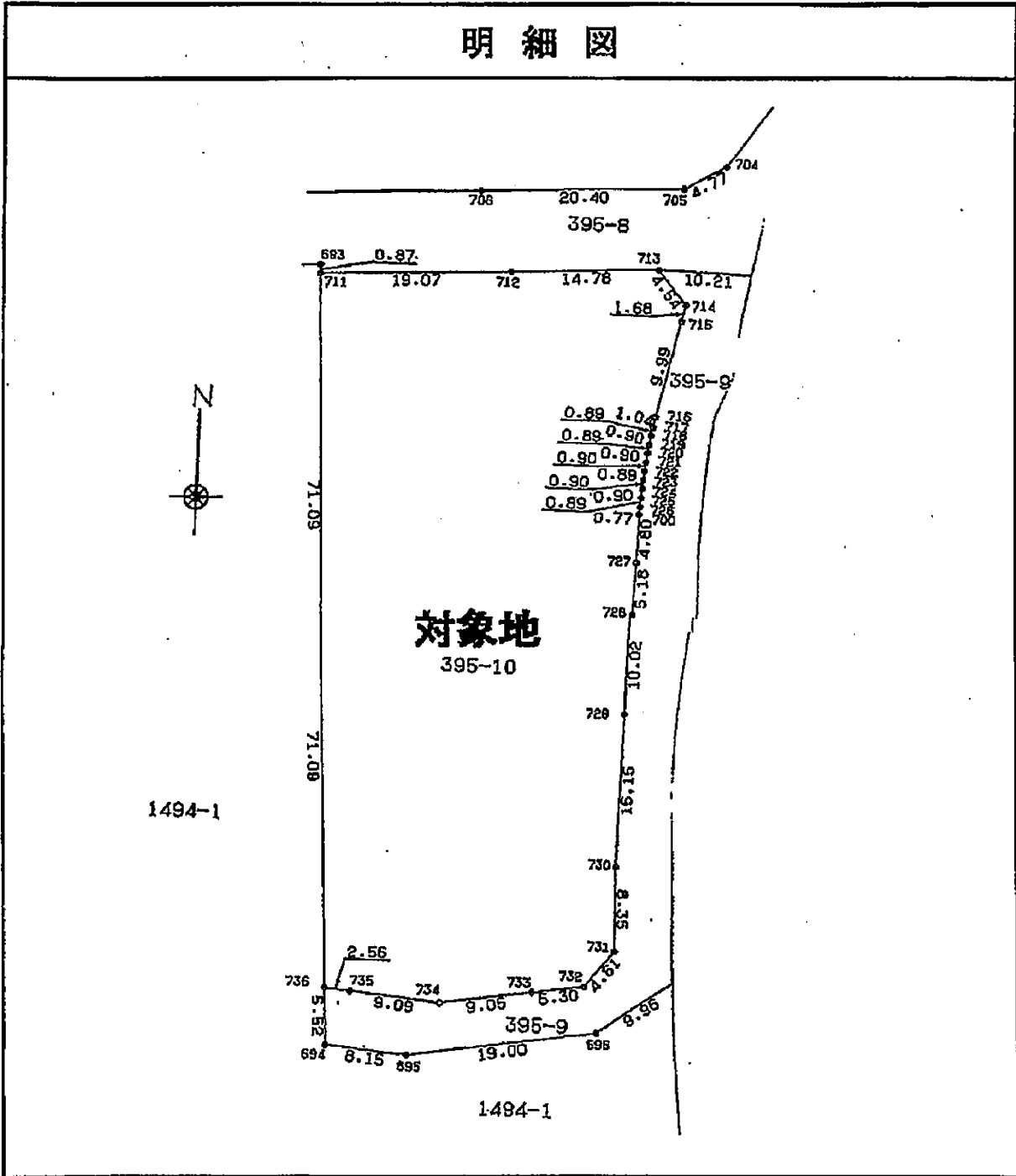
所在地	姫路市四郷町東阿保字東山新畑395番10							
実測面積	2,261.62㎡	地目	宅地	形状	略長方形			
最低売却価格	42,292,000円							
接面道路の幅員及び構造	幅員約6mの北側,東側、南側道路に0m～約2m低く接面している。							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域				
	建ぺい率	50%	容積率	100%				
	高度地区	—	防火地域	無し				
	その他の規制	土砂災害警戒区域(土石流)						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	無				
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR山陽本線「御着」駅へ			北東約2km			
	バス	神姫バス「四郷中学校前」バス停へ			北東約500m			
公共施設 (現地からの直線距離)	姫路市役所		西約4.2km					
	市立四郷中学校		南東約700m					
	市立四郷中学校		南東約500m					
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	可
参考事項	既存の戸建住宅を中心に公営住宅、連棟式住宅等が見られる住宅地域である。							

物件番号 D

案内図



明細図

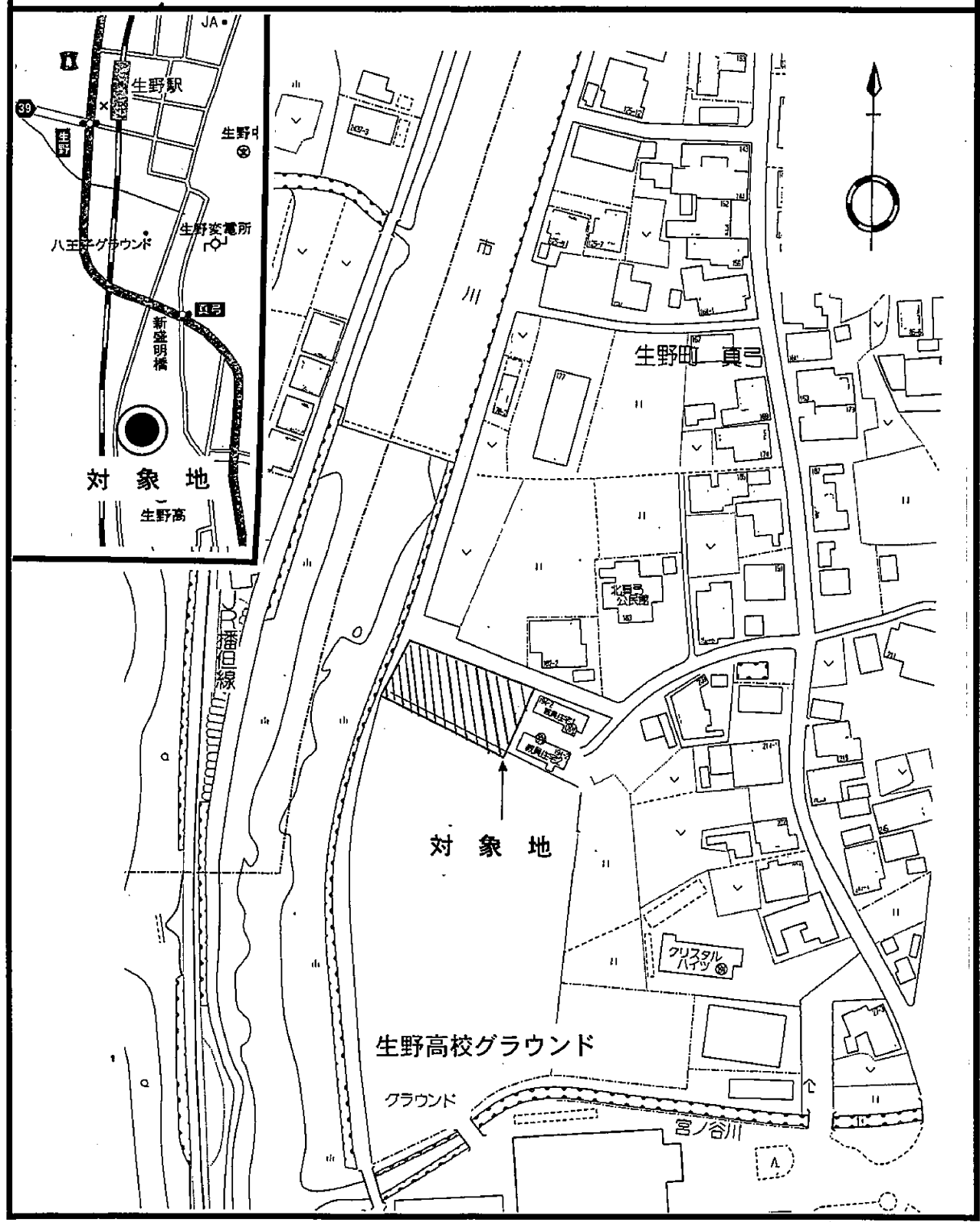


物件番号 E

物件調書

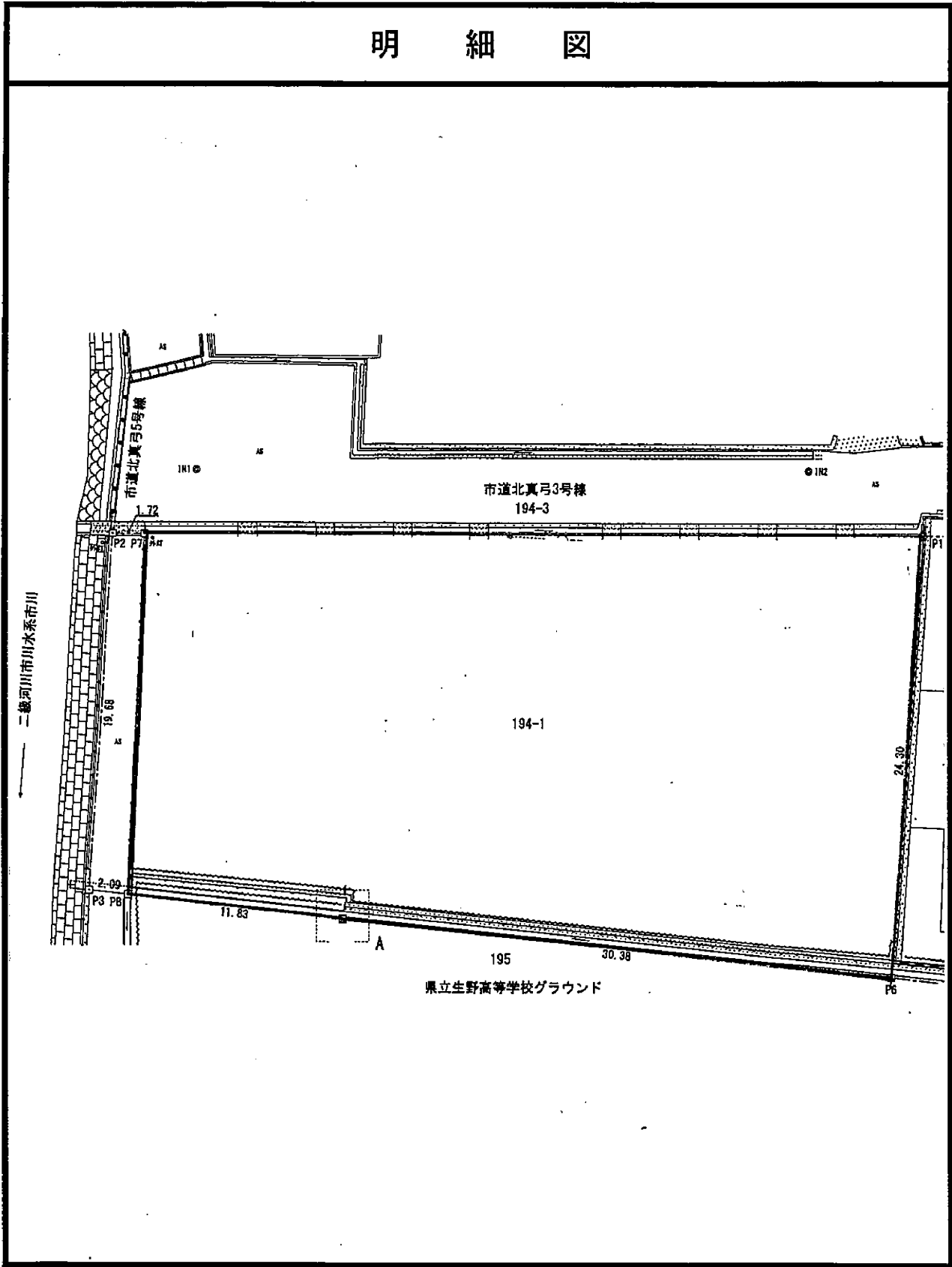
所在地	朝来市生野町真弓字町194番1							
実測面積	940.94㎡	地目	宅地	形状	略長方形			
最低売却価格	10,350,000円							
接面道路の幅員及び構造	北東側で幅員約4.5m(一部9.5m)の市道(アスファルト舗装)に等高に接面 北西側で幅員約2.0~2.5mの市道(アスファルト舗装)に接面 国道312号まで200m							
法令規制	都市計画区域	都市計画区域外	用途地域	—				
	建ぺい率	—	容積率	—				
	高度地区	—	防火地域	指定なし				
	その他の規制	朝来市景観条例、国道「312号」沿道地区沿道型広域景観形成地区 河川保全区域(「市川」河川区域界から20m)						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	無				
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR播但線「生野」駅へ 北950m						
	バス	神姫グリーンバス「北真弓」バス停へ 約300m						
公共施設 (現地からの直線距離)	朝来市役所へ 北約2.3km、生野支所へ 北約1.3km							
	市立生野小学校へ 北約1.5km							
	市立生野中学校へ 北約750m							
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
参考事項	1. 戸建住宅としての利用が主勢の住宅地域で、農地等も見受けられる。							
	2. 対象地の北東、北西で市道に接面し、南東で県立生野高校グラウンド、南西で高校職員住宅に接する間口42.9m奥行19.9m~24.3mの画地。							
	3. 北西で市道を挟んで市川が流れる。(浸水想定区域の指定無し)							

案内図



JR 播但線「生野駅」から南へ約950m

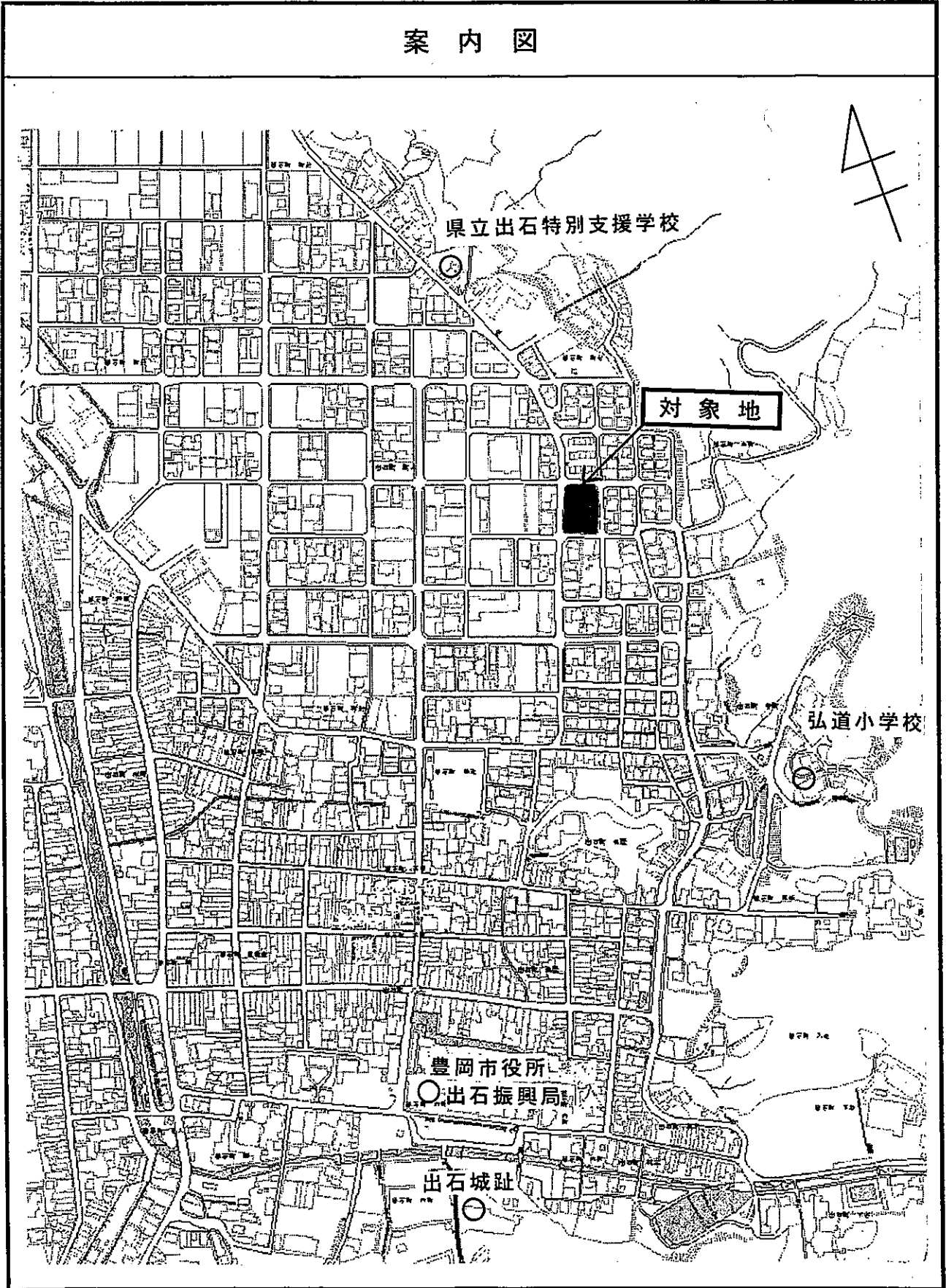
明 細 図



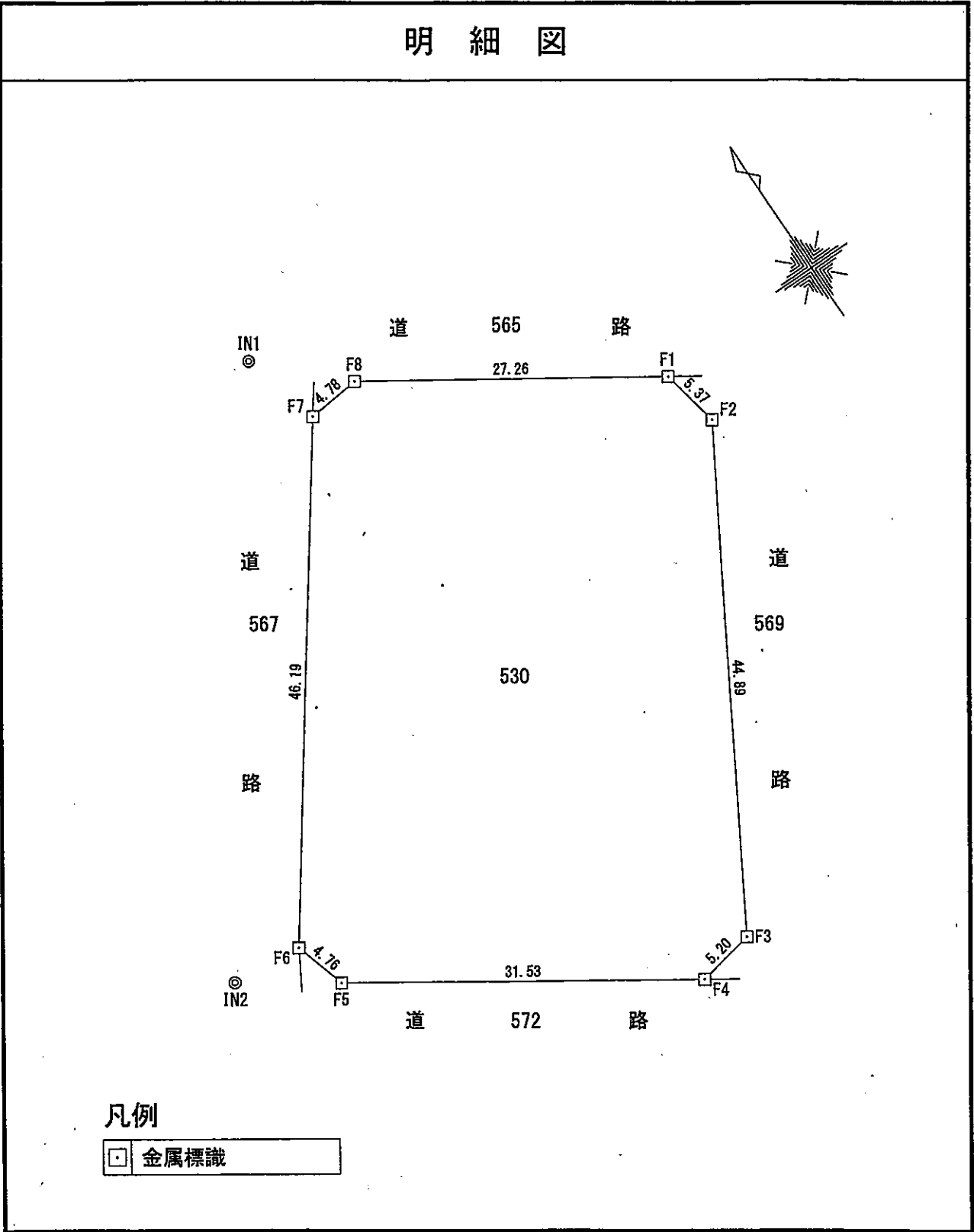
物件調書

所在地	豊岡市出石町寺町字桑垣			
地番	530番			
実測面積	1,900.21㎡			
地目	宅地			
形状	略長方形(四方路)			
最低売却価格	12,000,000円			
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約4mの舗装市道に接面(高低差:約△0.5m~略等高) 西側で幅員約7mの舗装市道に接面(高低差:約+1.7m~+2.0m) 南側で幅員約5mの舗装市道に接面(高低差:約△0.5m~約+1.7m) 北側で幅員約5.5mの舗装市道に接面(高低差:略等高~約+2.0m)			
法令規制	都市計画区域	非線引都市計画区域	用途地域	指定なし
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	高度地区	指定なし	防火地域	指定なし
	その他の規制	土砂災害警戒区域(土石流) 浸水想定区域(2.0m~3.0m未満)		
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	
最寄りの交通機関(現地からの道路距離)	鉄道	JR山陰本線「豊岡」駅へ 約11.7km 同「江原」駅へ 約11.1km、同「八鹿」駅へ 約10.4km		
	バス	全但バス「特別支援学校」バス停へ 北約0.3km		
公共施設(現地からの直線距離)	豊岡市役所出石庁舎へ		南東	約0.8km
	市立弘道小学校へ		北東	約0.4km
	市立出石中学校へ		西	約0.7km
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	有
			下水道	有
			都市ガス	無
参考事項	1 一般住宅のほか作業所、倉庫、店舗、共同住宅等が混在して見られる。			
	2 敷地西側端に雨水マスが4カ所残置(土砂の流入防止措置済)、下水終末マスが1カ所残置(キャップ止)			
	3 敷地東側端に止水栓が3カ所残置(2次側にて整地面まで立上げてキャップ止)			
	4 敷地東側端に関西電力柱が2本残置(土地の利用計画に応じて関西電力が敷地内に移設)			
	5 敷地西側と北側に階段が残置(各1カ所)			
	6 敷地は外周法地を除き普通良質土で整地し、敷地内側にネットフェンスを設置する。			
	7 造成後40年以上経過し、擁壁のひび割れ等による劣化が見受けられる。			
	8 建物の支持杭が5棟計72本、鋼管杭が4本あり撤去済。撤去後の穴は土で埋め戻しているが経年的な沈下が起こる可能性がある。なお、杭の位置を示す図面が必要の方は県担当窓口ご連絡してください。			

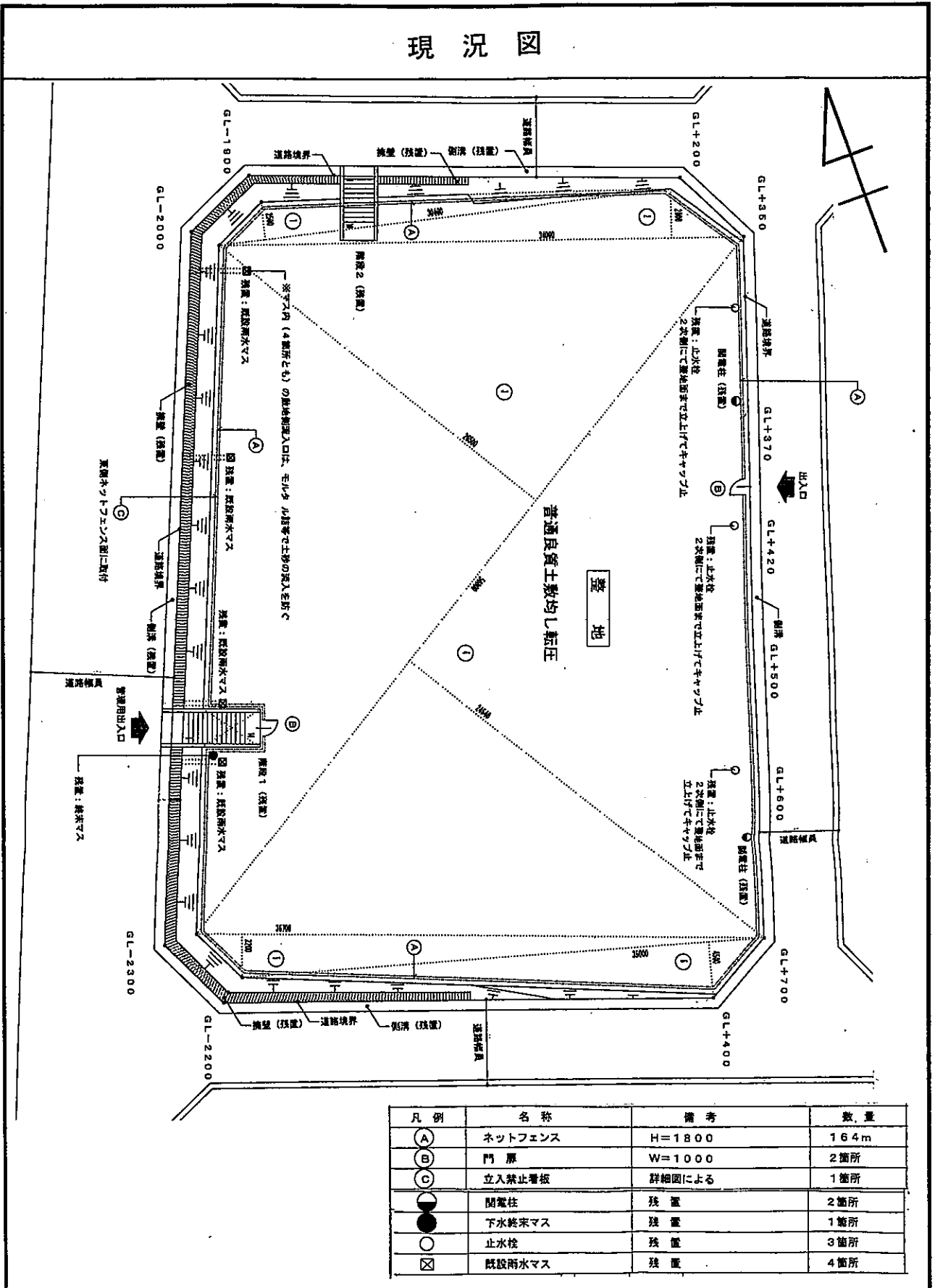
案内図



明 細 図



現況図



凡例	名称	備考	数量
○A	ネットフェンス	H=1800	164m
○B	門扉	W=1000	2箇所
○C	立入禁止看板	詳細図による	1箇所
●	閉電柱	残置	2箇所
●	下水終末マス	残置	1箇所
○	止水栓	残置	3箇所
⊠	既設雨水マス	残置	4箇所